

聖 監 第 33 号
令和 7 年 8 月 29 日

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小 林 勝 治

聖籠町監査委員 中 村 恵美子

令和 6 年度聖籠町一般会計及び特別会計決算審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 6 年度聖籠町一般会計及び特別会計歳入歳出決算（附属書類を含む）並びに各定額運用基金の運用状況について審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度聖籠町歳入歳出決算審査意見書

当該審査は、地方自治法によるほか、聖籠町監査基準（令和 2 年聖籠町監査委員訓令第 1 号）第 2 条第 4 号、6 号及び 7 号に準拠しているものである。

1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度聖籠町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 6 年度聖籠町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 6 年度聖籠町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 6 年度聖籠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和 6 年度新潟県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和 7 年 8 月 12 日、18 日、19 日、21 日（4 日間）

3 審査場所

聖籠町役場監査委員室

4 審査の着眼点及び実施内容

各会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）等が法令に準拠して調製されているか、予算の執行が関係法令等に適合し、かつ、効率的に行われ、その計数が適正であるかを証書類等によって確認するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する等により審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）等は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、計数は証書類等と符合し、適正であることを認める。また、予算の執行に関しては、適正なものと認める。各基金の運用状況については、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており事務の執行も適正であると認める。

以下、審査の概要及び意見は次に述べるとおりである。

（文中、歳入・歳出総額については、千円未満を切り捨て、その他については千円未満四捨五入により記載。）

(1) 一般会計

一般会計では歳入総額が 9,497,900 千円で前年度に対し 355,461 千円の増、歳出総額は 8,919,755 千円で前年度に対し 384,637 千円の増となっており、繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支は 503,140 千円の黒字決算となっている。

歳入の増加要因としては、①国庫支出金が 291,833 千円の増、②ふるさと応援寄附金等の寄附金が 90,610 千円の増、③地方特例交付金が 63,789 千円の増、歳出の増加要因としては、①民生費が 313,853 千円の増、②総務費が 213,074 千円の増、③教育費が 170,780 千円の増となっている。

財政力指数は 1.076 となり前年度比 0.010 ポイント上昇した。また、実質公債費比率は 10.5%と前年と同率であった。

基金の状況では、積立基金残高は 1,682,276 千円と前年度に対して 122,471 千円の減となっている。このうち、年度間の財源不足に備えるための財政調整基金積立額 498,807 千円と前年度より 83,388 千円の減となっている。標準財政規模に対して 10.0%となっており、適正規模（10%～20%）の範囲内となっているが、リスクへの対応として更に積み立てることが望ましい。また、定額運用基金残高は、66,493 千円と前年に対して 375 千円の減となっている。

運用状況については、関係法令等に適合し、かつ、効率的に行われているか確認した結果、設置目的に沿って効率的に運用され、計数に誤りはないことが認められた。

(2) 国民健康保険特別会計

① 事業勘定

事業勘定は、歳入総額が 1,213,827 千円で前年度に対し 61,242 千円の減、歳出総額は 1,156,043 千円で前年度に対し 73,100 千円の減となっており、実質収支は 57,784 千円の黒字決算となった。前年度対比で 11,858 千円の増となっている。

基金の状況では、国民健康保険事業財政調整基金残高 68,229 千円と前年度に対して 1 千円の増となっている。

② 施設勘定

施設勘定は、歳入総額が 113,394 千円で前年度に対し 6,634 千円の減、歳出総額は 98,886 千円で前年度に対し 3,457 千円の減となっており、実質収支は 14,508 千円の黒字決算となった。

基金の状況では、国民健康保険診療所運営基金残高 1,779 千円と前年度とほぼ同額である。

(3) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入総額が 1,279,478 千円で前年度に対し 17,283 千円の減、歳出総額は 1,234,271 千円で前年度に対し 26,425 千円の増となっており、実質収支は 45,206 千円の黒字決算となった。

基金の状況では、介護給付費準備基金残高 223,504 千円と前年度に対して 4 千円の増となっている。

(4) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が 133,567 千円で前年度に対し 18,823 千円の増、歳出総額は 133,030 千円で前年度に対し 20,406 千円の増となっており、実質収支は 536 千円の黒字決算となっている。

(5) 新潟県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計

新潟県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計は、歳入総額が 10,214 千円で前年度に対し 1,127 千円の減、歳出総額は 7,544 千円で前年度に対し 454 千円の減となっており、実質収支は 2,669 千円の黒字決算となっている。

基金の状況では、新潟県営聖籠地区開拓パイロット事業基金残高 6,000 千円と前年度とほぼ同額となっている。

(6) まとめ

令和 6 年度一般会計及び特別会計の決算及び基金運用状況の概要は、以上のとおりであり、一般会計及び特別会計のそれぞれすべてが黒字決算となっている。また、積立基金合計額は、122,471 千円の減となっているものの、現状において特に問題とは認められない。

また、地方債現在高 2,330,066 千円（町民 1 人当たり 166,600 円）は、前年より微減しているが、できる限り新規発行を抑制し、今後とも残高の減少に努められたい。

歳出については、経済性、効率性、有効性について、大きな問題がある歳出は特に認められなかった。また、物価高騰や人件費等の上昇、社会保障費の増加など、経費が増大する中、子どもへの投資、福祉への投資、未来への投資などの優先すべき施策に予算が配分されており、おおむね妥当なものと認められた。

こうした中で当町の財政については、財政力指数は 1.076 と低調傾向にあり、経常収支比率も 87.0%であり、将来的には財政運営が難しくなることも予想され、地方交付税の不交付団体ではあるが、財政的に十分余裕のある状況にはない。

また、町税や地方譲与税、地方消費税交付金等の税収合計額は 5,061,615 千円であるが、ここ 4 年間はほぼ横ばいであり、歳入では町税をはじめとする自主財源の大幅な伸びは見込めない状況の中、公共施設の維持管理や気候変動による災害への備えのほか、扶助費等の社会保障関係費などの増加が見込まれる。

このような状況下において、各事業の推進を図るためには、最小の経費で最大の効果を発揮する事業の実施に取り組み、民間で実施可能な事業・運営については、計画的に撤退、事業の廃止も視野に入れるなど、中長期的な事業計画に基づき、各事業を運営することが求められる。

これらにより、「第 5 次聖籠町総合計画」にあるまちづくりの 4 つの目標（安心して安全な生活ができる町、心豊かに暮らせる町、希望と活気にあふれる町、多様な文化が育まれる町）実現のため、引き続き、各種施策の取組を進めるとともに、事業の定期的な見直しを行うなど、限られた財源と人材の中で効率的、計画的な行財政運営に努められたい。

以上